

時間額 1,075円から時間額 1,131円に
引上げとなりました

北海道最低賃金

北海道内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）及びその使用者に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **1,131** 円

（効力発生年月日 令和8年10月1日）

- 最低賃金には、**精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金及び時間外等割増賃金**は算入されません。
- 特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方は北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。なお、令和8年10月1日から今年度の改定までの間、「鉄鋼業」で働く方を除き、北海道最低賃金（時間額 1,131円）が適用されます。

・厚生労働省北海道労働局 労働基準部 賃金室 TEL 011-709-2311（内線 3533）

・札幌中央 労働基準監督署 TEL 011-737-1191
・札幌東 労働基準監督署 TEL 011-894-2815
・函館 労働基準監督署 TEL 0138-87-7605
江差駐在事務所 TEL 0139-52-1028
・小樽 労働基準監督署 TEL 0134-33-7651
倶知安支署 TEL 0136-22-0206
・岩見沢 労働基準監督署 TEL 0126-28-2420
・旭川 労働基準監督署 TEL 0166-99-4704
・帯広 労働基準監督署 TEL 0155-97-1243

・滝川 労働基準監督署 TEL 0125-24-7361
・北見 労働基準監督署 TEL 0157-88-3983
・室蘭 労働基準監督署 TEL 0143-48-4450
・釧路 労働基準監督署 TEL 0154-45-7835
・名寄 労働基準監督署 TEL 01654-2-3186
・留萌 労働基準監督署 TEL 0164-42-0463
・稚内 労働基準監督署 TEL 0162-73-0777
・浦河 労働基準監督署 TEL 0146-22-2113
・苫小牧 労働基準監督署 TEL 0144-88-8899